

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和4年11月8日（火） 号外第70号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則（24）（医療政策課）・・・3
- 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（25）（林政企画課）・・・6

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則に適合するよう教育内容、授業科目及び単位数を改める。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和5年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律が制定され、林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間の特例が設けられたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律により環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者が、当該認定に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合に貸付けを行うこととし、その償還期間は12年以内、据置期間は3年以内（被災者貸付金にあつては、6年以内）とする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第24号

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則（昭和52年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1(2)を次のように改める。

(2) 第2看護学科

教育内容、授業科目及び単位数

教育内容		科目名	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	教育学	1
		情報科学	1
		統計学	1
		コミュニケーション技法	1
		日本語表現法	1
	人間と生活・社会の理解	社会学	1
		生活と環境	1
		人間関係論	1
		医療英会話	1
	小計		
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学	1
		生理学	1
		生化学	1
		栄養学	1
		解剖生理演習	1
	疾病の成り立ちと回復の促進	微生物学	1
		薬理学	1
		病理学	1
		疾病と治療Ⅰ	1
		疾病と治療Ⅱ	1
		疾病と治療Ⅲ 精神疾患	1
		疾病と治療Ⅳ	1
		病態生理演習	1
	健康支援と社会保障制度	医療倫理	1
		保健医療論	1
		公衆衛生学	1
		関係法規	1
		社会福祉	1
小計			18

専 門 分 野	基礎看護学	看護学概論	1
		共通基本技術	1
		日常生活援助技術	1
		診療に伴う技術	1
		看護を展開する技術	1
		臨床看護総論	1
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論Ⅰ 地域での暮らしの理解	1
		地域・在宅看護論Ⅱ 地域・在宅看護の基盤となる概念	1
		地域・在宅看護論Ⅲ 地域で暮らす人と家族の看護	2
		地域・在宅看護論Ⅳ 地域での暮らしを支える看護の役割	1
	成人看護学	成人看護学概論	1
		成人看護援助論Ⅰ 急性期・回復期	1
		成人看護援助論Ⅱ 慢性期	1
	老年看護学	老年看護学概論	1
		老年看護援助論Ⅰ 高齢者の看護技術	1
		老年看護援助論Ⅱ 健康課題に応じた看護	1
	小児看護学	小児看護学概論	1
		小児看護援助論Ⅰ 小児の基本的援助技術	1
		小児看護援助論Ⅱ 健康障害のある小児への支援	1
	母性看護学	母性看護学概論	1
		母性看護援助論Ⅰ 妊娠・分娩	1
		母性看護援助論Ⅱ 産褥・新生児・母性看護技術	1
	精神看護学	精神看護学概論	1
		精神看護援助論Ⅰ こころの健康と看護	1
		精神看護援助論Ⅱ 精神障害と看護	1
	看護の統合と実践	看護研究の基礎	1
		看護研究の実践	1
		看護管理	1
		終末期看護論	1
		看護の統合と実践Ⅰ 医療安全	1
		看護の統合と実践Ⅱ 統合演習	1
		看護の統合と実践Ⅲ 看護技術の統合	1
	臨 地 実 習	基礎看護学	基礎看護学実習
地域・在宅看護論		地域・在宅看護論実習Ⅰ 訪問看護実習	2
		地域・在宅看護論実習Ⅱ 地域実習	1
成人老年看護学		成人老年看護学実習 周手術期・回復期実習	2
		成人老年看護学実習 慢性期・終末期実習	2
小児看護学		小児看護学実習Ⅰ 障害児施設実習	1
		小児看護学実習Ⅱ 病院実習	1
母性看護学		母性看護学実習	2
精神看護学	精神看護学実習	2	

	看護の統合と実践	統合実習	2
	小計		50
合計			77 (2,100)

備考 ()内は時間数

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に鳥取県立倉吉総合看護専門学校の第2看護学科に入学する者（施行日から令和6年3月31日までに転入により第2学年に入学する者（以下「中途入学者」という。）を除く。）について適用し、施行日前に鳥取県立倉吉総合看護専門学校の第2看護学科に在学している者及び中途入学者については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 施行日の前日に鳥取県立倉吉総合看護専門学校の第2看護学科の第1学年に在学している者で第1学年において修得すべき単位を修得していないものに係る教育課程については、校長が別に定める。

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第25号

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第19条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第5項第4号の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な同法第24条第2項に規定する資金を借り入れる場合又は同法第21条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第5項第4号の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な同法第24条第2項に規定する資金を借り入れる場合 12年以内(3年以内(被災者貸付金にあっては、6年以内)の据置期間を含む。)</u></p> <p><u>(6) 略</u></p>	<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。